

## 令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業 公募要項

### 1 事業の趣旨

地域において運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実できるよう、埼玉県において、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実証事業を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の域内展開を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の実施

地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、県内の拠点地域において実践研究を実施すること。

#### (2) 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の成果・課題等の報告

県内各地で県が主催する地域ミーティング（情報交換会）に参加し、実証事業の成果・課題等の報告を行うこと。また、実証事業の検証等を行い、報告書を作成して県に提出すること。

### 3 公募対象

公募対象は、2の事業を円滑に実施することができる埼玉県内の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、スポーツ・体育協会、大学、企業などの法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの及び役員等が埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものを除く。）とする。ただし、法人格を有しない場合、次の各号に掲げる条件を満たす団体であること。

- (1) 組織の運営方法などを定めた定款・会則等があること。
- (2) 予算、決算を的確に行っていること。
- (3) 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。

### 4 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から令和7年2月28日までとする。

### 5 採択件数

20モデル程度

## 6 事業報告

### (1) 途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、受託者は県の求めに応じ、事業の進捗状況を県に報告するものとする。

### (2) 最終報告

受託者は、事業が終了した際には、調査・実践研究の結果及び成果等をまとめた研究成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は、当該年度の2月28日のいずれか早い日までに県に提出すること。併せて事業の成果を示す概要資料についても提出すること。

また、受託者は本事業で得た成果等を広く周知するために研究成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、県においても公表する場合がある。

## 7 企画提案書の提出方法等

### (1) 提出書類

ア 事業の概要（別紙様式1）

イ 誓約書（地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人は除く）

ウ 申請団体（学校・運営団体を含む）の概要資料など、その他必要と思われる資料

### (2) 提出方法

提出については、電子メールによる方法のみとし、紙媒体での提出は不要とする。

ア 電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPointなどで提出すること。なお、事業の概要以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF形式による提出を認める。

イ 電子ファイル名は、「【※団体名】令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」とすること。

### (3) 提出先

E-mailアドレス：a6940-04@pref.saitama.lg.jp

ア 送信メールの件名は、「【※団体名】令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」とすること。

イ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

### (4) 提出期日

令和6年5月31日（金）17時必着（厳守）

### (5) その他

ア 別紙様式等の作成費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。

イ 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。

ウ 提出期限後の別紙様式等の提出、差替及び訂正は認めない。

## 8 選定

### (1) 選定

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を担保するため、本公募要領等に基づき、提出のあった別紙様式等について審査を実施し、選定する。ただし、別紙様式等の提出について、提出者数により選定の必要がないと判断した場合には、提出された事業内容の精査及び疑義について提出団体との調整後、採択・不採択の決定をするものとする。

### (2) 選定基準

別途定めた選定基準のとおりとする。

### (3) 採択・不採択の通知

選定終了後、全ての提案者に採択・不採択の結果を通知する。

### (4) 無効となる企画提案書

ア 本事業の趣旨に適合しない別紙様式等

イ 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない別紙様式等

ウ 提出期限までに提出されなかった別紙様式等

## 9 事業の実施

(1) 県は、審査等の結果、選定された事業を行う契約予定者と別紙様式等を基に契約条件を調整するものとする。なお、委託契約金額については、事業計画書の内容を勘案し、予算の範囲内で決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(2) 受託者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本公募要領に定めるもののほか、「令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業実施要領」、「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業委託要項」、「スポーツ庁委託事業事務処理要領」及び委託契約書等にて規定されている事項を遵守すること。

(3) 県は、必要があると認められるときは、所属の職員に、受託先の事務所、事業場等において、県が預託し又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、受託者に必要な指示をすることができる。受託者は、県からその調査及び指示を受けた場合には、県に協力するとともにその指示に従わなければならない。

(4) 受託者は、委託事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等の対外的な発信をする際には、埼玉県委託事業であることを明示すること。

## 10 公募のスケジュール

### (1) 別紙様式等提出締切り

令和6年5月31日（金）17時必着（厳守）

(2) 別紙様式等の審査

令和6年6月初旬頃

(3) 選定結果の通知

令和6年6月初旬頃（※1）

(4) 契約締結

令和6年6月初旬以降、順次締結（※2）

（※1）選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。

・事業計画書

・経費の積算根拠資料（謝金単価基準表、旅費支給規程、見積書等）

※採択の連絡とあわせて、必要に応じて県から様式を別途送付する。

（※2）契約締結後でなければ事業に着手できないため、別紙様式等作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。また、当該契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。

11 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、別紙様式等の提出時に、県が別に指定する暴力団等に該当しない旨のチェックリストを提出しなければならない。

(2) 前項のチェックリストを提出せず、又は虚偽の報告等した場合は、当該者の別紙様式等を無効とする。

12 その他

(1) 別紙様式等に記載した事項について、記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに県へ届け出ること。

(2) 公募期間中の質問・相談等について、当該者のみが有利となるような質問等には回答できない。質問等のうち重要な情報は公平に開示する。

13 問い合わせ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課生涯スポーツ担当

TEL：048-830-6954

E-mail：a6940-04@pref.saitama.lg.jp

## 令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業における

### 委託先の採択に係る選定基準

#### 1 審査方法

埼玉県県民生活部スポーツ振興課において、別紙様式等に基づき、審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

#### 2 評価方法

評価は、別紙様式等ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとし、スポーツ振興課は、4に示す評価項目ごとに、5に示す評価基準による5段階評価を行い、評価した採点結果を当該企画提案の評価点とする。

#### 3 採択案件の決定方法

評価点が30点を超える者の中から、原則として最も評価点が高い者から順番に採択するものとする。なお、委託件数は公募時点の予定件数であり、スポーツ振興課の決定により増減する場合がある。

#### 4 評価項目

##### (1) 事業実施主体に関する評価

- ア 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- イ 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が期待できること。

##### (2) 事業内容に関する評価

- ア 事業達成の内容等が委託者の意図と合致していること。
- イ 事業の目標が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ウ 取り組むべき課題が明確であり、事業内容が課題に対して具体性・適正性・効率性に優れていること。
- エ 事業の実施方法が具体的かつ実現可能なものであること。
- オ 事業の成果の普及方法等が明確であること。
- カ 事業に対する検証、評価指標等が明確であること。
- キ 妥当な経費が示されていること。
- ク 国庫による委託金に限らず、一部受益者負担や自治体負担を行うことが実現可能なものであること。

## 5 評価基準

4の評価項目については、以下の基準により、5段階評価を行う。

ア 大変優れている = 5点

イ 優れている = 4点

ウ 普通 = 3点

エ やや劣っている = 2点

オ 劣っている = 1